○**文化庁告示第二十八号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十三条において準用する第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる登録記念物を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百三十三条において準用する第百十三条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年二月十九日

文化庁長官　宮田　亮平

名称	登録告示	地方公共団体名
南海地震徳島県地震津波碑	平成二十九年文部科学省告示第百四十六号	小松島市（徳島県） 阿南市（徳島県） 那賀町（徳島県） 美波町（徳島県） 牟岐町（徳島県） 海陽町（徳島県）

○**文化庁告示第二十九号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、静岡県裾野市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年二月十九日

文化庁長官　宮田　亮平

名称	登録告示	地方公共団体名
沖縄県鉄道与那原駅跡	平成二十九年文部科学省告示第百四十六号	与那原町（沖縄県）

○**文化庁告示第三十号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、山梨県、静岡県富士宮市、同御殿場市、同駿東郡小山町及び八合目以上の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項の規定及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年二月十九日

文化庁長官　宮田　亮平

名称	指定告示	地方公共団体名
富士山	平成二十三年文部科学省告示第十一号、平成二十四年文部科学省告示第十一号及び平成二十四年文部科学省告示第百五十一号	裾野市（静岡県）

○**文化庁告示第三十一号**

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成三十年二月六日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成三十年二月十九日

文化庁長官　宮田　亮平

一　般社団法人東京女子大学同窓会　拡大写本あじさい

名称	指定告示	地方公共団体名
富士山	平成二十三年文部科学省告示第十一号、平成二十四年文部科学省告示第十一号及び平成二十四年文部科学省告示第百五十一号	山梨県 富士宮市（静岡県） 御殿場市（静岡県） 小山町（静岡県）

○**農林水産省告示第三百五十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年二月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市花山字本沢合道五一の五、五二の一、字本沢深山一一の一、一五の一、一五の二、三八の三、三九の一、四八の一、字本沢佐中三の二七、三の二八、字本沢天神七二の一、一迫字長崎不動西二〇の一、二〇の四、二〇の二九、三三の一、三三の三、三三の五、鶯沢南郷野山六八・七一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第三百五十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年二月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市栗駒沼倉耕英中一四一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第三百五十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年二月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　宮城県白石市小原字熊鷹山二の一、二の一三、三の二、五の一

二　指定の目的　水源の涵養